

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

八雲町アイヌ施策推進地域計画

令和2年3月23日認定

変更後	変更前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4のうち東部生活館の改修及びアイヌ文化 図書スペースの設置 ※アイヌ古式舞踊講習会については、本交付金を活用せず実施する。 事業期間：令和2年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>28,287千円</u></p> <p>7～10 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4のうち東部生活館の改修及びアイヌ文化 図書スペースの設置 ※アイヌ古式舞踊講習会については、本交付金を活用せず実施する。 事業期間：令和2年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>29,245千円</u></p> <p>7～10 (略)</p>

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
八雲町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道八雲町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

八雲町は、平成17年に日本海側の熊石町と合併し、太平洋と日本海の両方に面する日本で唯一のまちとなりました。

現代の八雲町は、豊かな自然の中で営まれる農業と漁業を基幹産業として、北海道渡島北部の中心都市として栄えております。

八雲町の今日までの歩みをふり返ると、太平洋側の八雲地域においては、明治11年に尾張徳川家による大規模移住があり、移住人と先住民のアイヌ民族がともに支えあってきた歴史があります。また日本海側の熊石地域においては、更にさかのぼること、江戸時代松前藩政下のころより、北前船文化とともに、アイヌ民族と交流の歴史があったとされております。

多様な自然と海岸景観を特徴としており、太平洋側の八雲地域では「落部（おとしべ）、アイヌ語で川尻に魚^{イサ}を掛ける所の意味」、「野田生（のだおい）、アイヌ語で野や林の意味」、「遊樂部川（ゆうらっぷがわ）、アイヌ語で温泉から下る川の意味」や、日本海側の熊石地域も同様に、「熊石（くまうし）、アイヌ語で魚を干す物干し竿が多くある所の意味」などアイヌ語由来の地名が数多く残されております。

また、アイヌ名「イカシパ」（偉大で何でもできうるの意味）である落部村のリーダー辨開胤次郎（べんかいたこじろう）は、明治33年、アイヌ民族で初めて東宮御所に参内した人物であり、落部八幡宮の境内には明治天皇から拝領した一本の松が植えられています。

その他には、奇岩雲石（熊石地区）や黒岩の奇岩などアイヌ伝説にまつわる景勝地も、町内には数多く存在します。

JR函館本線の東側市街地中心部に位置する東部生活館（平成2年設置）は、特に多くの町民が利用し、また災害時には指定避難所として活用していますが、近年老朽化が著しく、外壁に亀裂が生じており、最近では雨漏りがひどく、日常的な利用にも支障をきたしていることから、改修への要望も多く、アイヌ文化の伝承活動の拠点となっている生活館の改修は重要であります。

生活館を改修することで、利用者や町民がアイヌ文化伝承活動に触れる機会が多く確保され、より一層アイヌ文化への理解が深まると考えられます。

※アイヌ関連団体

- ・八雲アイヌ協会（設立：昭和 21 年 4 月）

- ・アイヌ刺繍愛好団体「ユーラップレラの会」（設立：平成 16 年 4 月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・東部生活館
所在：二海郡八雲町東町 4 2 番地 1
現況：平成 2 年 1 1 月設置
定期的にアイヌの歴史の文化の継承と地域住民の交流の場となっている。

- ・内浦生活館
所在：二海郡八雲町内浦町 1 6 3 番地
現況：平成 1 0 年 2 月設置
地域会館として地域住民の交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌの歴史・文化と二つの海の歴史が共生するまちを目指し、アイヌ文化を生かした地域・産業の振興を図ることで、今を生きるアイヌの人々が誇りをもって地域で暮らし、その誇りが尊重されるまちづくりを目指すこととする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	子供向けアイヌにまつわる昔話 上映会参加者数	東部生活館の利用者数
令和2年度 (基準年度)	—————	3800人/年間 ※改修年度 (4か月間休館)
令和3年度	120人/年間	5700人/年間
令和4年度 (中間年度)	120人/年間	5800人/年間
令和5年度	120人/年間	5900人/年間
令和6年度 (最終目標)	120人/年間	6000人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

なし

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■子供向けアイヌにまつわる昔話などの上映会

夏・冬休みを利用し小学生親子を、また学童保育の児童を対象にアイヌにまつわる昔話等のビデオ上映会を年4回開催。上映会時には、学芸員等による簡単なアイヌ語の学習会を行い、児童などがアイヌ文化の理解を深める。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

なし

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■東部生活館の改修

施設・備品の老朽化に対応した建築物の改修や、高齢者や障がい者にも配慮したスロープ設置などのバリアフリー化を行う。

■アイヌ古式舞踊講習会

アイヌ古式舞踊伝承活動として、地域の高齢者がアイヌ古式舞踊を習得し、八雲イチャルパで披露できることを目標とし、地域の人々が広くアイヌ文化を知る機会とする。(本交付金を活用せず実施する。)

■アイヌ文化図書スペースの設置

東部生活館にアイヌ民族文化財団から無償配布されている絵本のほか、アイヌの歴史や伝統、昔話などに関する児童書、一般書を東部生活館に常設するとともに、東部生活館を町立図書館の移動図書館と位置づけ（月1回程度）、幅広く図書（アイヌ関連図書を含む。）の貸出しや閲覧ができるようにすることで、住民が生活館に足を運ぶ機会を増やし、アイヌ文化への理解の促進を図る。（移動図書館については、本交付金を活用せず実施する。）

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ（子供向けアイヌにまつわる昔話などの上映会）

事業期間：令和3年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：967千円

(2) 地域・産業振興事業

なし

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4のうち東部生活館の改修及びアイヌ文化図書スペースの設置

※アイヌ古式舞踊講習会については、本交付金を活用せず実施する。

事業期間：令和2年度（事業スケジュールを添付）

事業費：28,287千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

■4-2に記載する事案は、地域の子どもたちが上映会を通してアイヌ文化を体験し、簡単なアイヌ語に触れることにより、アイヌ文化に対する関心や理解が深まり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や文化伝承活動の環境改善を図ることにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

事業については、八雲町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である八雲町住民生活課が実施若しくは委託業者を特定又は想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である八雲町住民生活課が作成若しくは特定（想定）している委託業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当り、アイヌ協会との意見交換を行ったほか、地域住民とともにアイヌ文化の保存・伝承活動を行っているレラの会からも意見を聴取し、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するK P Iである東部生活館の改修後の施設利用者数、及びアイヌ昔話映画上映会参加者数について公表する。また、目標達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：目標の達成状況について、毎年度、庁内各部局等との連携により効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の方法

中間期及び最終年度については、目標の達成状況について評価を行い、その評価結果については、町の公式ホームページで公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし